

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、指定地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する振動の規制基準を2のとおり定める。

なお、関係図面は、掛川市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年6月23日

掛川市長 松井三郎

1 振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づく指定地域及び同法第4条第1項の規定に基づく騒音の規制基準（平成23年掛川市告示第43号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		規制基準	
種別	該当区域	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第1種区域	騒音規制法に基づく第1種区域	60デシベル	55デシベル
	騒音規制法に基づく第2種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制法に基づく第3種区域	70デシベル	60デシベル
	騒音規制法に基づく第4種区域	70デシベル	65デシベル

指定地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

備考 この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域及び同法第4条第1項の規定に基づ

く騒音の規制基準（平成23年掛川市告示第43号）の別表の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。